特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	生活保護関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大村市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長崎県大村市長

公表日
令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・生業・葬祭扶助等の必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長する。 ①保護の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ②保護の実施に関する事務 ③保護の停止又は廃止に関する事務 ④就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤保護に要する費用の返還に関する事務 ⑥徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	1. WebRings生活保護 2. 中間サーバ 3. MICJET番号連携サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第一の15の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項） （別表第二における情報照会の根拠）：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「生活保護」が含まれる項（26の項） 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（命令における情報提供の根拠）：「生活保護実施関係情報」が含まれる条（8,9,11,12,17,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条） （命令における情報照会の根拠）：第19条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部　保護課
②所属長の役職名	山下　浩典

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健部　保護課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号　0957-53-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部　保護課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号　0957-53-4111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅰ．１．3システムの名称	1．Acrocity生活保護	1．WebRings生活保護	事後	平成29年1月に生活保護システムを変更したため
平成29年8月29日	Ⅰ．５．②所属長	辻　雅峰	山下　浩典	事後	平成29年4月1日付けの人事異動によるものであるため
平成29年8月29日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成27年3月1日　時点	平成29年8月1日　時点	事後	平成29年8月に見直しを行ったため
平成29年8月29日	Ⅱ．３（いつ時点の計数か）	平成27年3月1日　時点	平成29年8月1日　時点	事後	平成29年8月に見直しを行ったため
令和1年6月14日	Ⅰ．１．②事務の概要	就労自立給付金の支給の申請の受理、審査及び決定に関する事務	就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査及び決定に関する事務	事後	平成30年6月法改正に伴うもの
令和1年6月14日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成29年8月1日　時点	令和元年6月1日　時点	事後	令和元年6月に見直しを行ったため
令和1年6月14日	Ⅱ．３（いつ時点の計数か）	平成29年8月1日　時点	令和元年6月1日　時点	事後	令和元年6月に見直しを行ったため
令和1年6月14日	Ⅰ．５．②所属長	山下　浩典	保護課長	事後	